

## 第2次東神楽町食育推進計画の策定について

東神楽町では、食育の現状を認識し、子どものころに身に付いた食習慣は大人になってからも大きな影響を与えることから、子どもたちをはじめ、町民が健やかで豊かな食生活を送れるよう、食育を総合的、具体的に進めていくために平成26年に「東神楽町食育推進計画」を策定し、その後、国や北海道の動向、本町の現状にあわせて平成29年及び令和4年に計画の改定を実施しました。

令和6年度をもって計画期間が終了となること、そして令和6年3月に北海道が第5次食育推進計画を策定したことを受け、この度、「第2次東神楽町食育推進計画」(以下、「本計画」という。)を策定することといたしました。

この間、食料安全保障のリスクの増大、食品アクセスの問題の顕在化、社会のデジタル化といった情勢の変化等、食をめぐる環境は大きく変化してきています。

そこで、本計画の策定にあたっては、関係機関との連携を十分に図るとともに、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針(H15厚生労働省告示195号)を踏まえつつ、北海道や本町の健康増進計画の内容や地域の特性に応じた対応を図ることとしました。

とりわけ、本計画の策定にあたっては、「食に関する知識の習得」をはじめ、「子ども及び子育て世代の食育」と「食に関わる関係者の連携とネットワークの強化」を重点事項とし、3つの分野ごとに取り組みの柱を立て、食料安全保障のリスクの増大や食品アクセスの問題の顕在化、社会のデジタル化に配慮しながら取り組みを進めます。

なお、本計画は、平成27年国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するものとなるようにします。

令和7年3月

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間及び見直し	
4. 計画の推進体制	
<b>第2章 東神楽町の現状と課題</b> .....	4
1. 人口	
2. 地域特性	
3. 産業	
<b>第3章 食育推進の目標と基本方針</b> .....	5
1. 東神楽町が目指す食育 ー推進の方針ー	
2. 目標と実現するための推進方針と食育の視点	
<b>第4章 ライフステージに応じた食育の推進</b> .....	6
<b>第5章 食育推進施策</b> .....	7
1. 健全な食生活の実践	
2. 食に関する知識の習得	
3. 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化	
4. 食育推進の目標値	
<b>第6章 進捗管理と評価</b> .....	14
1. 進捗管理	
2. 評価	
<b>資料</b> (食育推進会議構成員、計画策定にかかわる検討過程).....	15

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

「食」は、生涯を通じて健康でいきいきと暮らすために欠かせない命の源であると同時に、おいしさや食事の楽しさから、心も豊かにしてくれるとても大切なものです。

生涯を通じて明るく充実した生活を送るためには、食事や運動など、健康的な生活習慣を身に付け、生活習慣病を予防することが重要です。なかでも、次世代を担う子どもたちの食生活は、心身の成長だけでなく、基本的な人格の形成にも大きな影響を及ぼします。しかし、近年では、子どもたちだけでなく親世代にも食生活の乱れが生じており、大人を含めた「生涯食育」が必要となってきました。

また、地域で生産される食べ物を地域で消費する「地産地消<sup>1</sup>」を通じて、人・物・情報の交流により地域の経済循環を促すとともに、町民一人ひとりが食や食の関連産業について認識を深めることが必要です。

このため国は平成17年6月、食育を重要課題と位置づけ、国民的な運動として取り組むため、食育基本法を制定しました。また、北海道は平成17年12月、北海道食育推進行動計画を策定しました。

東神楽町においても食育の現状を認識し、子どもに身に付いた食習慣は大人になってからも大きな影響を与えることから、子どもたちに対する食の重要性を踏まえ、町民の健康寿命の延伸につながる食育を進め、健やかで豊かな食生活を送れるよう、食育を総合的、具体的に進めていくために「東神楽町食育推進計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、本町の食育を総合的、具体的に推進するために策定するものです。

また、国の食育推進基本計画や北海道食育推進行動計画を踏まえたうえで、第9次東神楽町総合計画や東神楽町教育ビジョン2025並びに健康ひがしかぐら21第三次との整合性を図るとともに、連携しながら食育の取り組みを推進します。

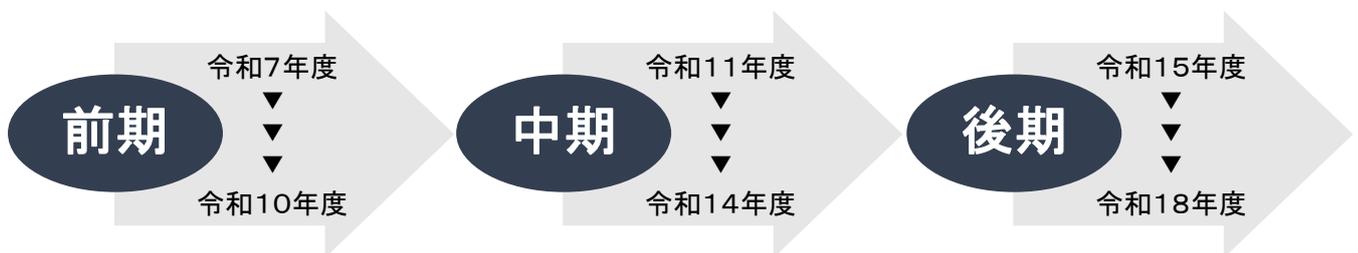
---

<sup>1</sup> 地産地消(ちさんちしょう)とは、地域で生産したものを地域で消費すること。

<p><b>食育基本法</b></p>	<p>「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する。</p>
<p><b>食育推進基本計画</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康寿命の延伸につながる食育を推進する。</li> <li>・多様な暮らしに対応した食育を推進する。</li> <li>・災害時に備えた食育を推進する。</li> <li>・多様な関係者の連携・協力の強化による取り組みを推進する。</li> <li>・専門的知識を有する人材の養成・活用を推進する。</li> </ul>
<p><b>北海道 食育推進行動計画</b></p>	<p>持続可能な社会や環境をつくり、おいしく楽しく食べる食育の取り組みを推進する。</p>
<p><b>第9次 東神楽町総合計画</b></p>	<p>次代を担う子どもたちの育成と地域文化の向上に向けた、特色ある教育・文化活動を推進する。</p>
<p><b>東神楽町教育大綱</b></p>	<p>体力の向上や食育・健康教育の推進等により健やかな体を育成する。</p>
<p><b>健康ひがしかぐら21 第三次</b></p>	<p>ライフサイクルに応じた生活習慣・社会環境の改善を推進する。</p>

### 3. 計画期間の見直し

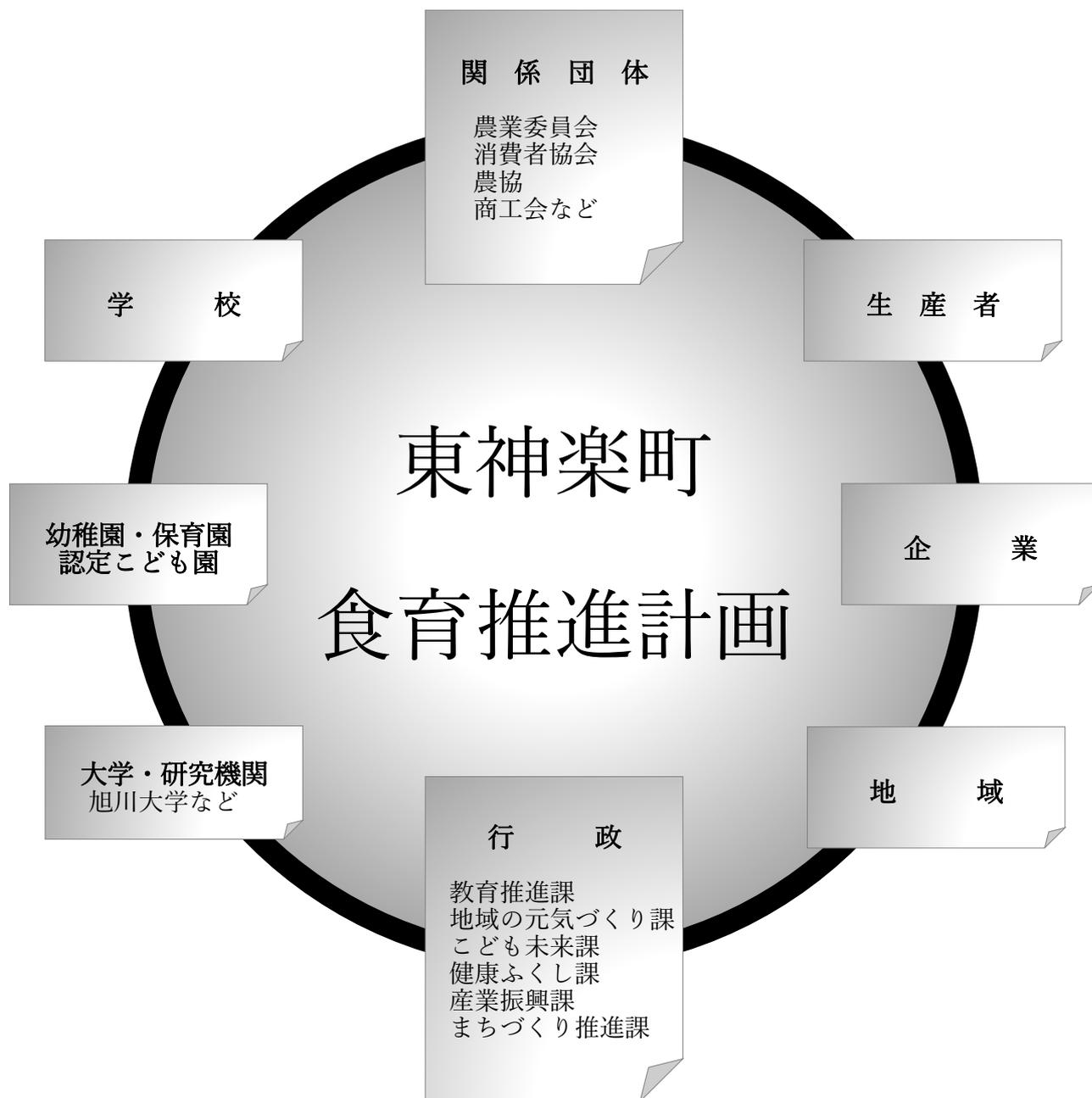
計画の期間は第9次総合計画との整合を考慮して、令和7年度から令和18年度の12年間とします。



## 4. 計画の推進体制

東神楽町において食育を具体的に進めるためには、家庭・幼児教育施設・学校・地域・職域・関係団体の取り組みと連携し、全町的に推進する必要があります。

このため、町では関係各課が情報の共有、施策の調整などの連携を図るとともに、生産者や地域及び関係団体と協働しながら、効果的な計画を策定していきます。



# 第2章 東神楽町の現状と課題

## 1. 人口

本町の人口は、昭和60年代は5,500人程度でしたが、平成に入り宅地造成に着手すると、平成12年には8,000人を突破、平成17年の国勢調査では9,194人となり、増加率13.1%で全道1位となりました。

令和6年12月末現在の人口は9,775人となり、15歳未満の年少人口比率が13.6%と全道で上位となっています。

これらの状況を受けて、今後、各年代層に向けた適切な「食」への啓発や理解への取り組みが求められています。

## 2. 地域特性

東神楽町は中核市の旭川市に隣接し、都市型の利便性を享受できる一方、美しくのどかな田園が一面に広がる、豊かな緑と澄んだ空気に包まれた自然あふれる町です。

また、総面積が道内では5番目に小さい町であり、町民と行政との距離が近く、連帯感が取りやすくなっています。

旭川市のベッドタウンとしての人口増加と農村部での少子高齢化の両面を合わせもっており、町民が健康で安心して暮らせるまち、子どもを安心して生み育てられる町としての取り組みが求められています。

## 3. 産業

忠別川がもたらした肥沃な大地を生かした水稲やハウス野菜の生産を主体に、畑作・畜産などの農業の町として発展してきました。

多様な品目が栽培されており、かつ農産物を生かした加工特産品の開発も進められているほか、直売所による地産地消の取り組みも増えています。

また、豊かな住民生活には産業の振興は不可欠であり、立地条件等を生かし地域に密着した地場産業への支援・育成が求められています。

# 第3章 食育推進の目標と基本方針

## 1. 東神楽町が目指す食育 ー推進の方針ー

### (1) 健全な食生活の実践

町民みんなが生涯にわたり一食一食を大切にできる食生活を実践できることを目指します。

### (2) 食に関する知識の習得

食品の持つ栄養や機能など、様々な視点から食に関する正しい知識を得て、食を選択する知識の習得に向けた取り組みを促進します。

### (3) 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化

米をはじめとした地元の農産物の恵に感謝し、食についての興味や関心を持つ関係者とネットワークを作ります。

## 2. 目標と実現するための推進方針と食育の視点

推進の方針	食育の視点
(1) 健全な食生活の実践	(1) 栄養バランスを考えた食事の実践 ア 乳・幼児期からの食育の推進 イ 食生活に関する正しい知識の普及 ウ 和食とのふれあいの場の充実(道は魚食の普及) エ 学校給食を活用した食に関する指導の充実 オ 子育て世代や若い世代向け料理教室等の開催
	(2) 規則正しい食生活の実践 ア 早寝早起き朝ごはん運動の推進 イ 乳・幼児期からの食育の推進(再掲) ウ 歯・口腔の健康づくりの推進 エ 生活習慣病の予防と改善 オ 学校・家庭・地域が連携、協働した食育の推進
(2) 食に関する知識の習得	(1) 食と環境の関係を考え行動する力の習得 ア 食品ロス削減の推進 イ 3R(スリーアール)の普及啓発活動 ウ 環境教育の推進 エ クリーン農業や有機農業に対する理解の促進
	(2) 地域の食を知り伝える力の習得 ア 農林漁業体験活動の促進、支援 イ 関係機関同士の視察促進 ウ 食文化の継承
	(3) 地産地消の意義を知り実践する力の習得 ア 食材が食卓に上がるまでの過程に関する理解の促進 イ 地産地消の促進 ウ 学校給食を活用した食に関する指導の充実
	(4) 食に関する情報を正しく理解する力の習得 ア 食品表示等に関する法律や制度の普及啓発 イ クリーン農業や有機農業に対する理解の促進(再掲) ウ 学校給食を活用した食に関する指導の充実 エ その他食に関する情報の提供
(3) 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化	ア 町食育推進計画の作成促進 イ 食に関する指導の全体計画等の改善・充実 ウ その他食に関する情報の提供

# 第4章 ライフステージに応じた食育の推進

食育は、子どもから高齢者まであらゆる世代が生涯を通じて取り組むべきものでありますが、食に関する環境や課題は世代毎に異なるため、ライフステージに応じた食育を推進する必要があります。(年齢は目安)

## (1) 乳・幼児期(0～4歳)

家族や友達と一緒に食事をしたり、食事のお手伝いをするなど様々な経験を通して、食べることの楽しさや大切さを知り、食への興味や関心を持たせることが必要です。

## (2) 学童・思春期(5～15歳)

この時期の食習慣は大人になってからの食生活に影響を与えることから、学校と家庭が連携、協働し、学校給食などを通じて、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健全な食生活を実践していく能力を育むことが必要です。

## (3) 青年期(16～24歳)

進学や就職など生活環境の変化が食生活に大きな影響を与える時期であり、周囲との関わりや体験などを通じて、食に関する理解や関心を深め、自ら食生活の改善に取り組んでいくことが必要です。

## (4) 成人期(25～64歳)

心身ともに充実する時期であり、食に関する幅広い知識や経験を身に付け、食を楽しみながら、健全な食生活を実践することが必要です。

健康に対する関心が高まる時期であり、これまでに得た食に関する様々な知識や経験を生かし、食を楽しみながら、生活習慣病などを予防し、体調にあった食生活を実践することが必要です。

## (5) 高齢期(65歳以上)

高齢期のやせや低栄養は要介護や死亡のリスクにつながることから、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、体調に配慮しつつ、適切に栄養を取り、適正体重を維持する食生活を実践することが必要です。

# 第5章 食育推進施策

## 1. 健全な食生活の実践

### (1) 栄養バランスを考えた食事の実践

#### ア 乳・幼児期からの食育の推進(健康ふくし課)

○乳幼児健診及び各種相談において望ましい食習慣の普及を図るため、各種ガイドラインを活用し推進します。

○保育所等における食育計画の策定に向けて、関係機関と連携し、情報提供を行うなど食育が計画的に実施できるよう努めます。(こども未来課)

#### イ 学校給食を活用した食に関する指導の充実(教育推進課)

○児童生徒が学校給食を通して、日常又は将来の食事作りにつなげることができるよう、学校給食の食事内容の充実に努めるとともに、給食の時間と各教科等の指導内容を相互に関連付けた食に関する指導の充実に図る取り組みを推進します。

### (2) 規則正しい食生活の実践

#### ア 早寝早起き朝ごはん運動の推進(教育推進課・地域の元気づくり課・こども未来課)

○子どもたちの生活習慣の改善に資するため、毎年7～8月、12～1月を「早寝早起き朝ごはん」運動啓発強化期間と設定して各種イベント等を実施するほか、フォーラムや研修会の開催、生活リズムチェックシート等の活用を推進します。

#### イ 学校・家庭・地域が連携、協働した食育の推進(教育推進課)

○望ましい生活習慣の育成や食生活に関する指導など、各教科等における食に関する指導の充実に図るための取り組みを推進します。

○学校給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させるなど学級担任等による給食指導の充実が図られる取り組みを推進します。

## 2. 食に関する知識の習得

### (1) 歯・口腔の健康づくりの推進(健康ふくし課・教育推進課)

ア 乳幼児の時から生涯にわたって歯を大切にする8020運動を推進する。

### (2) 生活習慣病の発症及び重症化予防の推進(健康ふくし課)

ア 市町村や医療保険者等と連携し、特定健康診断、特定保健指導の充実に努めます。

イ 職域と連携し、生活習慣病の発症及び重症化予防の取り組みを実施します。

### (3) 食と環境の関係を考え行動する力の習得

#### ア 食品ロス削減の推進

○適切な栄養管理と食に関する指導、メニューの工夫・充実による学校給食の残食率の改善に向けた取

り組みを推進します。(教育推進課)

○家庭での食品ロス削減に向けた啓発活動を行います。(消費者協会)

イ 3R(スリーアール)の普及啓発活動(くらしの窓口課)

○家庭から排出される生ごみを始めとしたごみの排出抑制を促進するため3R(リデュース、リユース、リサイクル)の普及啓発活動を実施します。

ウ 環境教育の推進(くらしの窓口課・まちづくり推進課)

○環境問題を身近なものとして受け止め、具体的な環境保全活動の実践に結びつけることができるよう、子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムやワークショップなどの人材育成を実施し、環境教育を推進します。

エ クリーン農業や有機農業に対する理解の促進(産業振興課)

○クリーン農業や有機農業が環境保全に果たす役割や多様な価値等について、消費者の理解を深めるため、有機農産物等のPRなどで普及を図ります。

#### (4) 地域の食を知り伝える力の習得

ア 農林漁業体験活動の促進、支援

○適地産地消の意義を理解し実践につなげるため、学校給食や家庭での理解を深める取り組みを推進します。

イ 地産地消の促進(教育推進課・産業振興課・消費者協会・こども未来課)

○地域の生産者団体・他機関等と連携し、児童生徒に対し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験の機会の提供等を推進します。

○消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、地域住民に地元小麦の活用を積極的にPRします。(産業振興課)

○都市住民が、農業体験や受入農家と交流するとともに、豊かな自然や食の魅力に触れることで、農業・農村への理解が進み、関係人口となるよう、多様な主体が地域ぐるみで都市住民を受け入れる農村ツーリズムの取り組みを推進します(産業振興課)

○団体等が実施する農林漁業体験の取り組みを支援します。(産業振興課)

#### (5) 地産地消の意義を知り実践する力の習得(産業振興課・消費者協会)

ア 食材が食卓に上がるまでの過程に関する理解の促進(教育推進課・産業振興課)

○地産地消の意義を理解し実践につなげるため、学校給食や家庭での理解を深める取り組みを推進します。

イ 地産地消に係る周知活動の促進(教育推進課・産業振興課・消費者協会)

○高品質な良食味米や野菜などの生産を農業団体や流通・小売企業等と連携し、地元米・野菜に関する幅広いPR活動などに取り組みます。(産業振興課)

○消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、地域住民に地元小麦の活用を積極的にPRします。(産業振興課)

○水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。(教育推進課)

ウ 学校給食を活用した食に関する指導の充実(教育推進課)

○学校給食に地場産物を積極的に取り入れ、道産食材の特徴や利点への理解を促す取り組みを推進し

ます。

○学校給食に地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の理解と継承につながるよう、食に関する指導の充実を図る取り組みを推進します。

(6) 食に関する情報を正しく理解する力の習得(消費者協会)

ア 食品表示等に関する法律や制度の普及啓発

○食品表示法、食品衛生法、健康増進法に関するパンフレット等の配布や各種イベント等による啓発活動を進めます。

○ホームページでの周知やパンフレット等の配布などにより、消費者等へ食品表示の普及啓発を行います。

イ 学校給食を活用した食に関する指導の充実(教育推進課)

○学級担任等と栄養教諭が連携し、献立に使用する食品の産地や栄養に関する情報、献立のねらいを示した献立計画をもとに、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る取り組みを推進します。

ウ その他食に関する情報の提供

### 3. 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化

(1) 食育を進める人材の育成・活用

ア 栄養教諭や食育の指導者の資質向上(教育推進課)

○栄養教諭等を対象に、「教員育成指標」を踏まえて策定する「教員研修計画」に基づき、初任段階、中堅段階、ベテラン段階などの教員のキャリアステージに応じた研修や本道の教育課題に対応する専門性・実践的指導力を高める研修を実施します。

○保育所、幼稚園等で食育を展開するため、栄養管理や健康管理、食育活動等に関する情報提供を行います。(こども未来課)

イ 地域の食育活動を担う人材の育成・活用(教育推進課)

○道内の個人、団体による優れた食育活動を幅広く周知し、食育に対する関心や食育活動への意欲を高める取り組みを実施します。

○食育に関する専門的な知識や経験を有する人材を食育コーディネーターとして登録し、町や民間団体等の要望に基づき派遣します。

○地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「北海道らしい食づくり名人」の登録を進めます。

○ホームページやメールマガジン等を活用し、食づくり名人の活動を広く紹介します。

(2) 食に関わる関係者のネットワーク強化(教育推進課・産業振興課)

ア 食育推進ネットワークの強化

○各振興局における食育推進ネットワークの構成団体に、新たに食づくり名人、農業者(青年部・女性部)、農業協同組合、管理栄養士、栄養教諭、民間事業者など食に関わる人材を加えネットワークを強化するとともに、食育推進ネットワークが主体となった取り組みを進めます。

(3) 食育を推進する基盤づくり促進

ア 食に関する指導の全体計画等の改善・充実

- 学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実が図られるよう、各教科等の年間指導計画と関連付けた食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、栄養教諭を中心に、全教職員が連携・協力した食育推進体制の整備を促進します。(教育推進課)
- 国の「認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」に基づき、認定こども園及び保育所における食育推進状況について指導します。(こども未来課)

■ 実施主体別の主な施策一覧

実施主体	分野	施策の目的	主要施策
教育委員会	健全な食生活の実践	栄養バランスを考えた食事の実践	— 学校給食のメニュー充実、残食率の低下
	健全な食生活の実践	規則正しい食生活の実践	— 早寝早起き朝ごはん運動
	食に関する知識の習得	規則正しい食生活の実践	— 生活習慣、食生活の指導
	地産地消の意義を知り実践する力の習得	地域の食を知り伝える力の習得	— 農業体験、地元食材を利用した地産地消の啓発
	食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化	食育を推進する基盤づくり促進	— 各教科等の年間指導計画と関連付けた食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の作成
健康ふくし課	健全な食生活の実践	栄養バランスを考えた食事の実践	— 保育所等における食育計画等策定への助言
	食に関する知識の習得	歯・口腔の健康づくりの推進	— 乳幼児の時から生涯にわたって歯を大切にする8020運動の推進
	食に関する知識の習得	生活習慣病の発症及び重症化予防の推進	— 特定健康診断、特定保健指導、乳幼児健診、学童健診
産業振興課・消費者協会	食に関する知識の習得	食と環境の関係を考え行動する力の習得	— 食品ロス削減に向けた啓発活動
	食に関する知識の習得	食と環境の関係を考え行動する力の習得	— クリーン農業や有機農業に関するPR
	食に関する知識の習得	地域の食を知り伝える力の習得	— 農村ツーリズムの推進
	食に関する知識の習得	地産地消の意義を知り実践する力の習得	— 高品質な良食味米や野菜などのPR
	食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化	食に関わる関係者のネットワーク強化	— 農業者、農業協同組合、管理栄養士、栄養教諭、民間事業者など食に関わる人材を加えネットワークを強化
まちづくり推進課・ くらしの窓口課	食に関する知識の習得	食と環境の関係を考え行動する力の習得	— 参加・体験型の環境教育プログラムやワークショップなどを開催

#### 4. 食育推進の目標値

食育の推進状況を客観的な指標により把握するため、目標値を設定します。

指 標		当町の割合				目標値		
		平成25年度	平成28年度	令和2年度	令和6度	令和10年度まで	令和14年度まで	令和18年度まで
		下段全国割合						
朝食を欠食する児童生徒の割合割合[1] (全国学力・学習状況調査)	児童(小6)	3.70%	3.70%	0.00%	2.00%	1.80%	1.70%	1.60%
		0.70%	4.40%	1.20%	1.60%			
	生徒(中3)	2.90%	5.20%	2.80%	1.90%	1.80%	1.70%	1.60%
		1.70%	6.60%	2.20%	1.70%			
普段、同じ時間に寝ていない 児童生徒の割合[2] (全国学力・学習状況調査)	児童 (小6)	26.70%	21.10%	18.50%	3.00%	18.00%	17.50%	17.00%
		21.10%	19.90%	18.80%	2.40%			
	生徒 (中3)	29.40%	25.10%	18.50%	2.70%	18.00%	17.50%	17.00%
		25.60%	24.60%	20.10%	2.80%			
普段、同じ時間に起きない 児童生徒の割合[3] (全国学力・学習状況調査)	児童(小6)	—	11.90%	12.10%	2.00%	12.00%	11.50%	11.00%
		—	9.10%	9.50%	1.60%			
	生徒(中3)	—	8.90%	11.20%	1.20%	11.00%	10.50%	10.00%
		—	9.60%	7.20%	1.30%			

[1] 設問「朝食を毎日食べていますか」を「④全くしていない」を回答

[2] 設問「毎日同じくらいの時刻に寝ていますか」を「③あまりしていない、④全くしていない」を回答

[3] 設問「毎日同じくらいの時刻に起きていますか」を「③あまりしていない、④全くしていない」を回答

指 標		当町の割合		目標値		
		令和6年度		令和10年度まで	令和14年度まで	令和18年度まで
		(下段全国割合)				
20代～30代女性のやせの者の割合の減少 (妊婦届時・若年層健診)	(20代～30代)	19.5%	18.0%	16.5%	15.0%	
		—				
小・中学生の肥満・ 瘦身の割合の減少 (町児童生徒健康診断)	肥満	9.6%	9.0%	8.5%	減少	
		(10.0%)				
	瘦身	4.8%	4.0%	3.5%	減少	
		(3.48%)				
適正体重を維持している 割合の増加 (町健康診査・ 国保特定健診問診票)	40～64歳 BMI18.5以上 25未満	69.1%	69.0%	69.0%	61.0%	
		(58.5%)				
	65～74歳 BMI20以上 25未満	55.5%	57.0%	59.0%	61.0%	
		(58.5%)				
低栄養傾向の高齢者の割合 の減少 (町健康診査・ 国保特定健診問診票)	高齢者	16.7%	15.0%	13.0%	13.0%	
		—				
学校給食における 地場食材利用率 (賄材料費予算支出額ベース)		8.4%	15.0%	15.0%	15.0%	

# 第6章 進捗管理と評価

## 1. 進捗管理

本計画に実効性を持たせるために、町民アンケートの活用や町の総合計画、関連する町の各計画での評価などを用いて現状を把握します。

「東神楽町食育推進会議」において、食育推進の方向性や計画の進行状況などについて、総合的な検討・評価を行います。

## 2. 評価

本計画の評価は、「東神楽町食育推進会議」などが主体となって行います。

食育の取り組みの成果は、すぐに現れるものではなく、ある程度の期間を見据えて多面的な評価を行い、新たな内容を検討していくことが肝要です。

本計画の実現のためには、町民が主体となっていていろいろな関係者とともに協力しながら取り組むことが重要となります。

個別的な活動が広がりを見せ特徴的な活動に発展した時には、活動事例を収集・整理して多角的な分析や評価を行います。



## ■ 計画策定の構成員

### 1. 東神楽町食育推進会議委員【令和6年度】

役職	氏名	所属
委員	豊島 琴恵	旭川市立大学短期大学部教授
委員	松田 しのぶ	野菜ソムリエ
委員	佐々木 真弓	東神楽消費者協会事務局長
委員	大垣 幸治	東聖小学校校長
委員	錦川 真紀	認定こども園心花楽園長
委員	齊藤 峰花	認定こども園心花楽園栄養士
委員	柏倉 澄起	東神楽小学校栄養教諭
委員	山田 美佳	健康ふくし課課長補佐
委員	松尾 友香	健康ふくし課健康食育係長
委員	小林 大介	産業振興課課長補佐

### 2. 東神楽町食育推進会議事務局【令和6年度】

役職	氏名	所属
事務局	須見 史明	教育推進課課長
〃	鹿島 圭介	教育推進課課長補佐
〃	大井 清豊	教育推進課学校教育係長
〃	山下 真悟	教育推進課指導主事
〃	吉田 真子	教育推進課主任

## ■ 計画策定にかかわる検討過程

### 東神楽町食育推進会議

日時	内容
令和7年1月20日	東神楽町食育推進計画(素案)について
令和7年2月13日	東神楽町食育推進計画の校正